

令和3年11月30日

現場代理人の取扱いの一部改正について（お知らせ）

このことについて、次のとおり一部改正しましたのでお知らせいたします。

1 改正内容

- (1) 代表者が複数の工事で現場代理人を置かずに対応する場合について、他工事と現場代人が兼務する場合と同様の取扱いとすることとした。
- (2) 他工事との現場代理人の兼務について、陸路で移動できない場合及び工事場所が「市内一円」となっている場合は兼務できないこととした。
- (3) 他工事との現場代理人の兼務について、災害復旧工事が含まれる場合は、3件まで兼務できることとし、また、工事場所が3か所以上ある場合は、それぞれの工事場所が、直径10km程度の円の内部に位置する場合に兼務を認めることとした。
- (4) その他所要の整備を行った。

2 適用日

令和3年11月30日

【担当】

長崎市桜町2番22号

長崎市理財部契約検査課 工事契約係

TEL : 095-829-1276